

平成24年度第1回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録(案) 平成24年度第1回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録(案)	
1 日時	平成24年6月15日(金) 午後3時から5時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員17名)(委員長)、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、板倉直子委員、堀洋子委員、上野芳史委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員 (事務局5名) 福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	○ 地域包括支援センター運営協議会 1 平成22・23年度高齢者相談センター(地域包括支援センター)事業実績について …資料1 ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 練馬区地域密着型サービス実施指針について …資料2 2 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) …資料3 3 地域密着型サービス事業者の指定および指定更新について…資料4・5 ○ その他 1 介護保険について …資料6
6 配布資料	資料1 平成22・23年度 高齢者相談センター(地域包括支援センター)事業実績 資料2 練馬区地域密着型サービス実施指針 資料3-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について 資料3-2 地域密着型サービス事業者の公募について 資料3-3 平成24年度地域密着型サービスの応募事業者 資料4 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料5 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について 資料6 介護保険について
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL: 5984-4582 (直通) Eメール: KOUREITAIKAKU10@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL: 5984-4589 (直通) Eメール: kaigo02@city.nerima.tokyo.jp

# 第 1 回地域包括支援センター運営協議会 第 1 回地域密着型サービス運営委員会

(平成24年 6 月 15 日 (金) : 午後3時00分～午後5時00分)

(委員長) 定刻になったので、これより平成 24 年度第 1 回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。最初に事務局のから、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告を願う。

(事務局) ただ今の出席委員の数は 16 名である。二人の委員から欠席の連絡が入っている。現在、傍聴の方はいない。

(委員長) : 本年 4 月に練馬区の職員の人事異動があった。新しく着任した区の職員を紹介する。

(福祉部長) 【自己紹介および挨拶】

(高齢社会対策課) 【自己紹介】

(介護保険課長) 【自己紹介】

(光が丘総合福祉事務所長) 【自己紹介】

(委員長) よろしく願います。前回 3 月 9 日に開催した平成 23 年度第 6 回の委員会の会議要録については、事前に事務局より送付している。訂正等の申し出はいただいているが、よろしいか。会議要録として区のホームページにアップさせていただく。

本日も委員の皆さんの活発なご意見・ご発言をお願いする。午後 5 時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いする。また、議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してお願いする。

それでは、地域包括支援センター運営協議会を開会する。案件 1 として、平成 22・23 年度高齢者相談センター（地域包括支援センター）事業実績について、光が丘総合福祉事務所長に説明を願う。

(光が丘総合福祉事務所長) 【資料 1 について説明】

(委員長) ただ今の資料 1 についてご質問、ご意見はあるか。

(委員) 権利擁護の相談対応が全体として減っている中で、石神井だけが、特に本所のところで随分増えているようだが、何か特別な状況があるのか。

(光が丘総合福祉事務所長) 毎年、特定の地域に特徴的な傾向というのは、ちょっと、読み取れないところである。今回についても、地域的事情や特徴という中で石神井の件数が多かったことについては、申し訳ないが、検証し切れずにない。

(委員長) そのほかには、いかがか。

(委員) 権利擁護相談、それから高齢者虐待相談対応についてだが、なるべく軽症のうちから相談対応するといっていたが、具体的には、大体どの程度のことまで相談に来るのか。

(光が丘総合福祉事務所長) 虐待につながってしまう事例の場合、虐待をしてしまう家族の側も、虐待をしたくてしているわけではなく、介護や病気などがある中で、困っていたり苦しんだりしている中で、結果として虐待につなが

ってしまっている事例が多いのではないかと考えている。

そういった事例があった際に心がけているのは、虐待を受けている高齢者の方に対する保護・支援は当たり前だが、虐待をしている家族等に対しても、生活や保険、介護の部分などで、家族の方に対しても負担を少なくできるように、関係機関ともども連携を取りながらアプローチしていくことである。

ご質問に対し直接「こういったところが最低の段階」というところは申し上げられないが、関わり方・考え方というのは、今、申し上げたかたちで進めていきたい。また、この考え方を、地域の会議の場や関係者が集まる場においても、発信をさせていただいている。

(委員長) そのほかにはいかがか。

(委員) 権利擁護相談が随分減っているが、権利擁護相談の内容として、具体的にはどのような相談があったのか。

(光が丘総合福祉事務所長) 権利擁護相談では、成年後見人をどのように選任できるのかといった主旨の相談が多い。身寄りのない方はもちろん、家族がいても、近くでその方の世話をしたり、法律、財産的な権利を本人に成り代わって行う方がいない場合など、資産や不動産、通常の金銭管理も含めて、どのようにすればよろしいか、といった相談が一番多いと認識している。

(委員長) そのほかには。

(委員) ケアマネジャーの支援業務とは、具体的にどのような支援内容か。

(光が丘総合福祉事務所長) 居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが、利用者にとってどういうプランが一番良いかを考えケアプランを立てるわけだが、例えばその家庭の中で、虐待が疑われるとか、介護をする側の家族のほうにも何らかの事情があるなど、必ずしも介護サービスだけをプランニングしていけば問題が解決する、ということではないケースがある。

そういった「困難事例」においては、高齢者相談センターに連絡をいただき、主任ケアマネジャーを中心として、保健師や福祉事務所等の区の関係機関や都内の関係機関などとも連携を取りながら、利用者や家族にとって一番よろしい解決策をみんな考えていこうということになる。実務としてはそういった事例が一番多い状況である。

(委員) それに関して、この資料の1の4の支援実数4,863と、この裏面の支援実数2,970となっているが、これはどういう意味か。

(光が丘総合福祉事務所長) おもて面の4番の実数の内訳として、裏面で練馬、光が丘、石神井、大泉、本所と支所の数字を記載している。

(委員長) よろしいか。案件1についてはこれで終了し、地域包括支援センター運営協議会を終了する。引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開会する。案件の1、練馬区地域密着型サービス実施方針について、資料2を介護保険課長から説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料2について説明】

(委員長) 資料2について何かご質問、あるいはご意見があるか。

(委員) 13ページの「(7) 行政との連携について」の所だが、地域包括ケ

アの推進との兼ね合いで、地域密着型サービス事業者が高齢者相談センターと連携をしていくようにということが書いてある。具体的なイメージをお聞かせいただきたい。

(介護保険課長) 1つは、先ほど少し触れた運営推進会議等々においての行政の連携が、一番メインになると思われる。これは定期的に行うため、これを中心にやっていただくようになっていると思っている。そのほかに、日常的にいわゆる高齢者相談センターと情報提供あるいは情報交換を密に行う形がある。基本的には区内の区民の方が利用する施設なので、その辺の部分についての連携をしっかりとっていただきたいと考えている。

(委員長) よろしいか。ほかにあるか。

(委員) 2点ほど伺いたい。まず第1点は、介護保険法改正によって介護報酬が区市町村の判断で設定できるとなっている。一方で10ページに、介護、医療の推進を連携するというのをうたっている。医療報酬、介護保険法ではないが、医療保険における医療の報酬も区市町村が独自の判断で設定できるようになったのか。

(介護保険課長) 医療報酬については、区で独自の設定というのは基本的には難しいと思っている。

地域密着型については、既に練馬区でも独自の報酬は設けており、例えば小規模等々については独自報酬の設定をしている部分がある。先ほど、区の条例改正等についても少し説明させていただいたが、今後、ほかの地域密着のサービスも条例等に織り込んでいく形で進んでいくと考えている。

(委員) 2点目だが、介護保険法の改正によって、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護をうたっているが、これは一事業者が一体となって介護と看護を提供するサービスという理解でよろしいのか、あるいは、別々の事業者が介護と看護を一体となって提供するという理解でよろしいのか。

(介護保険課長) この後、資料3で説明させていただこうと思うが、今、委員がご質問された2つのタイプがある。1つの事業者が両方持っている場合と、介護のほうはやるが看護についてはほかの事業者と連携してサービスに当たる場合の両方の形が考えられる。

(委員長) そのほかに何か。

(委員) 9ページ、10ページに関連して、お伺いしたい。「3」で運営推進会議の設置義務」とある。私自身は町会の役員や老人クラブの代表をしているが、例えば練老練(練馬老人クラブ連合会)の総会のような大きな総会に、当然区から誰かが出席すると思っていたが、本庁のほうから誰も来ない。

それから、ここの10ページにあるが、4月、6月、8月にはこういった議題があると書いてあるが、私が知る限りでは全然これは承知していない。実際に私は老人クラブに携わっているので、これが疑問に思う点である。

それで、3月ごろだったか、本庁のほうから、老人クラブに対して助成金の使い方の説明があった。そのときには、係長が来たと思うが、手前どもが受け取っている金額は、20~30万円である。それに対して会員が150人からいる

ので、1人あたり年間に2,000円程度である。それについて、事細かに用途について説明があったが、あまりにもその説明が煩雑であった。我々の税金が我々の所にリターンしているのではないか。それを、本庁のほうからは、やってあげるんだ、やってやってるんだという考え方である。

本来なら福祉部の仕事を、我々地域の老人クラブや町会では、肩代わりをしているという自負がある。それに対してもう少し、ヘルプというか助成をしてほしい。以前、前の福祉部長に立ち話でそのこと話したら、「おっしゃるとおり」と言われた。「我々も、もっともっと地域の方に密着して、行政の方法、さまざまなことをアナウンスしたい」という話を聞いてほっと安心した覚えがある。実際、どの程度まで真剣に地域の方に対して考えているのか。その辺をお伺いしたい。

(高齢社会対策課長) 老人クラブへの説明等に対して、区の職員からの説明が充分でなかったこと、また、会議等への出席についてもなかったというお話をいただいた。後ほど戻って話を伝え、改めるべきは改めてまいりたいと考えている。

それから、老人クラブに対する区の認識だが、老人クラブは、地域を基盤として皆さん自身が主体的に活動されており、地域のニーズに応じたさまざまな活動を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを進めていると認識している。区も補助を出しているが、金額的には確かに、大きい団体にとってはわずかであるという声はこれまでもちょうだいしており、そういった問題意識も持っている。一方で、国や東京都も補助金を出しているが、その7倍の予算を区は老人クラブの運営助成にかけているという一面も、ご理解いただきたいと思っている。

区全体の予算については厳しい中であるが、今後も老人クラブの運営の助成等をどこまで充実できるかということに関しては、引き続き検討させていただければと思っている。よろしくお願ひしたい。

(委員) 私のほうの地区で老人クラブが16団体あったが、去年から今年にかけて後継者がいないため、3団体が解散した。このことについても、そのクラブには80人とか100人とかを抱えていたので、解散するのはものすごくもったいないと思っている。それに対して福祉部のほうからは何らの返答もない。老人クラブもますます高齢化となっていて、平均年齢が我々の会ではもう既に79歳ぐらいになっている。私達が入ったころはまだ60代の方がかなりいたが、今はほとんど60代の方はいない。80代の方がメインとして運営しているが、そういったことについても掌握方法をきちんとしてほしいと思っている。いかがか。

(高齢社会対策課長) 確かにご指摘のように、今、会員が減少傾向にあるということで、私どもも問題意識を持っている。老人クラブ連合会としても会員増強に取り組んでいると伺っている。私どもと、老人クラブの皆様と一体となって会員増強に努めるべきだと考えている。引き続き、そういった取り組みを継続していくとともに、会員を増やすための中身について、皆様と相談をさせ

ていただければと考えている。

(委員長) よろしいか。

(委員) 行政との連携ということで、少し私が携わっている所の話をしたと思う。私は、西大泉に住んでいて、地元のはなまるホームというグループホームの運営推進会議の委員になっており、民生委員として、この6月27日も参加する。

そこでは、9ページ・10ページに書かれているとおりのことを、地域の代表者、利用者、施設の職員、それから区の係長も来て、2カ月に1度必ずこういう催しをやっている。行政との連携ということ言えば、老人会のことはわからないが、ここに書かれていることは実際にちゃんとやられているのではないかと。そういう印象を持っている。

(介護保険課長) 委員からご指摘いただいた、10ページの年間運営推進会議の議題の例のところだが、この本編を改正するに当たり、新たに事例という形で書き込んだところである。今、委員から「自分の所はこういう形でやっている」というご発言をいただいたが、ぜひほかの委員の方も、地元のそういった事業者の方から声掛けがあれば、大変恐縮だが、ぜひ参加していただき、事業所の運営についてのご意見等々を言っていただければと思う。よろしく願いたい。

(委員長) ほかにいかがか。

(委員) 傍線が妙に多いなという感じを受けた。傍線の所を見ると、「これはなるほど、そうだな」と思うような所が各所あるが、前の指針ではそれがなかった、もしくは欠けていたというふうに判断するものなのか。

(介護保険課長) 今回お手元に配った改訂版については、どこが変わったかが、わかりやすい形にするためアンダーラインを付けている。介護保険法の改正がかなり大きく、それに則る形での改訂と、先ほどご説明したが、具体的な事例を実施指針の中に織り込んだほうが、わかりやすいのではないかと趣旨の基に、「大幅な」改定になった。「アンダーラインが引いてある部分が多いのではないかと」というご質問については、それはそのとおりである。

(委員長) それでは案件の2に移る。「地域密着型サービス事業者の公募について」である。これは非公開の案件だが、本日は傍聴者がいないので、このまま進める。この案件については、練馬区の附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針で定めた、会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、非公開とするものである。

#### 【非公開案件の審議につき要録不記載】

(委員長) ただ今の資料3-2、3-3および事前に送付した資料については本日回収をさせていただくので、よろしく願います。

続いて3番の案件、「地域密着型サービス事業者の指定および指定方針について」。資料4および5の説明を介護保険課長お願いします。

(介護保険課長) 【資料4および5について説明】

(委員長) ただ今の説明について、質問・意見があるか。よろしいか。それでは続いて、その他にうつる。介護保険について資料6、説明を介護保険課長お願いします。

(介護保険課長) 【資料6について説明】

(委員長) ただ今の資料6について、ご質問。意見があるか。

時間的にちょっと急ぎ足になってしまった。以上で今日の案件は終了である。また、今日をもって、私どもの3年間にわたる任期での会議は終了となる。

感謝申し上げます。本来であれば、各委員からひと言ずつご挨拶いただきたいところだが、時間がなくなってしまった。ご容赦いただきたい。

最後に、福祉部長からご挨拶をいただく。

(福祉部長) ひと言ご挨拶をさせていただきたい。最初に申し上げたように、私ども介護保険に関わる区の部課長が、この4月に入れ替わり、今回初めて皆さんとお目にかかり、皆さんの任期がここで終わりになるということで、大変恐縮である。同時に、4月から私どもも勉強してきたのだが、ご質問への答えや説明などで至らぬ点があったかと思う。お詫び申し上げます。

皆様におかれては、この3年間、本当に区の地域包括支援センターの運営、あるいは地域密着型サービス事業への実施ということについて貴重な意見をいただき、成果としても、これをもって第5期高齢者保健福祉計画、また、介護保険事業計画が策定できたと考えている。この計画に基づいて、さらに介護保険、あるいは地域密着サービスの事業展開を進めていきたいと思う。今後とも区の施策・事業へのご支援、ご協力、また、ご声援をよろしくお願いしたい。3年間、誠にありがとうございました。

(委員長) 3年間の委員の皆様のご協力のおかげで、3年間無事に委員会が運営できた。感謝申し上げます。

これで本日の委員会を終了する。なお、地域密着型サービス事業者の公募についての資料については、席上に置いておかれるようお願いする。

どうもありがとうございました。

(終 了)